◆協力金支給判定フローチャート

(「感染防止認証ゴールドステッカー」認証店舗)

①対象施設

大阪府内に要請対象施設(店舗)をお持ちですか?

はい

いいえ

いいえ

②営業許可証

対象期間※1全てにおいて有効な、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証をお持ちですか?



③時間短縮等の有無

通常*2、午後9時を超えて営業する店舗が、対象期間*1において、午後9時までに営業を短縮(休業 を含む) しましたか?

なお、感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第9期に限った経過措置として、通常の営業 <u>終了時間が午後8時を超え午後9時まで</u>である店舗についても、<u>午後9時までに営業を終了</u>すれば対象 となります。



はい

④酒類提供(利用者による店内持ち込みを含む)の有無

対象期間*1において、酒類提供(利用者による店内持ち込みを含む)は、午前11時から午後8時半 までとしましたか? または、酒類提供を自粛しましたか?



はい

いいえ

いいえ

いいえ

⑤利用人数※3

同一グループ・同一テーブル原則4人以内(同居家族の場合は除く。)としましたか?



はい

⑥カラオケ設備利用の有無

カラオケ設備の利用※4を自粛しましたか?



はい

協力金の申請が可能です

協力金の対象外です (申請できません)

ただし、途中開店の場合は、開店日から令和4年1月13日までの全ての 期間で営業実態があることが必要です。

要請期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてくだ さい。

※2 通常

営業時間短縮要請がなかった期間

※3 利用人数

結婚式場は、同一テーブル原則4人以内とし、テーブル間での移動はできる限り控えていただくことが必要です。

※4 カラオケ設備の利用

カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外です。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を 徹底する必要があります。